

路面下空洞調査業務委託（道維・維補）

公募型プロポーザル方式募集要領

1 目 的

この要領は、路面下空洞調査業務委託（道維・維補）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

（1）業 務 名

路面下空洞調査業務委託（道維・維補）

（2）業 務 内 容

別紙「特記仕様書」のとおり

（3）履 行 期 限

契約締結の日から令和9年11月30日（予定）

（4）業務の規模

本業務は、参考業務規模として、60,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定しています。

なお、諸経費及び技術経費等については、福島県の設計業務等標準積算基準に基づくものとします。

また、業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には失格とします。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）評価基準日（令和8年9月28日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)の規定による政治団体又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)の規定による宗教団体の統制下にある者でないこと。

(6) 募集要領を公示した日前3年間に於いて、役員等が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された者でないこと。

(7) 県税を滞納している者でないこと。

(8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(9) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント登録を受けている者であること。

(10) 評価基準日(令和8年9月28日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負有資格業者名簿の地上測量又は調査又は土木設計のいずれかに登録されている者であること。

4 業務仕様

別紙特記仕様書のとおりです。なお、具体的な手法(新技術や追加検討項目を含む。)については、委託候補者の選定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成します。

5 特定テーマ

調査地域毎に地形、地質、気候条件、交通状況等が異なることから、それぞれの地域特性に応じた調査計画及び調査手法が必要となる。

上記を踏まえ、本業務において技術提案を求めるテーマは次の事項です。

1. 地域特性を踏まえた調査計画及び効率的な一次調査を行うための調査手法の提案
2. 空洞の誤検出及び見逃しを未然に防ぐための精度の高い調査手法及び解析技術の提案

6 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表1公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準のとおりです。

7 手続き等

(1) 事務局

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎4階）

福島県土木部道路管理課

電話：024-521-7474 FAX：024-521-7951

E-mail：dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

① 配布期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月14日（月）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）

② 配布方法

事務局のホームページにより配布します。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>)

8 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式2）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式2）を用い、令和8年9月8日（火）

17時までに、上記7（1）の事務局に持参、郵送又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。

また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまでが有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和8年9月11日（金）から令和8年9月28日（月）17時までの間、

福島県土木部道路管理課ホームページに回答書（様式3）を掲載するとともに、上記7（1）の場所においても配布します。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>)

9 技術提案書等の提出について

技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類を添えて提出してください。

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとします。

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | 様式1 |
| ② 企業実績表 | 様式4 |
| ③ 業務実施体制 | 様式5 |
| ④ 配置技術者業務実績表（主任技術者） | 様式6-1 |
| ⑤ 配置技術者業務実績表（担当技術者） | 様式6-2 |
| ⑥ 業務実施方針 | 様式7-1 |
| ⑦ 特定テーマに対する技術提案 | 様式7-2 |
| ⑧ 見積書 | 様式8 |

(2) 参加資格の確認のための書類

- ① 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 11）
- ② 建設コンサルタント登録規程による現況報告書の副本（直前年度終了後に提出しその確認印を受けたもの）の写し

(3) 技術提案書の内容を確認するための書類

- ① 実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書、図面等の写し）も添付してください。）
- ② 保有資格として記載した資格の資格証等の写し（技術士登録等証明書、RCCM登録等証明書、RCCM合格証（RCCM試験に合格しているが未登録の場合））
- ③ 技術研鑽への取組みに記載したCPD制度の登録証、証明書又は受講証等の写し
- ④ 委託業務等成績評定表の写し

(4) 提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年9月28日（月）17時までに、上記7（1）の場所に1部を持参又は郵送又は電子メールで提出してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。（提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に失格とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

技術提案書の提出は、1企業で1提案とします。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(5) 技術提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して技術提案書を作成してください。

また、次の内容（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に関する評価項目を0点とします。

① 共通事項

- ア 上記（1）技術提案書の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、様式8を除き1様式で2枚以上の提出は認めない。
- イ 様式4～7に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

② 企業実績表（様式4）

技術提案書の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載する。

③ 業務実施体制（様式5）

- ア 技術者の配置、業務の分担について記載すること。
- イ 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて（担当技術者については主たる者1名）について、「業務実績表（様式6-1～2）」を作成すること。

ウ 学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

※ 業務の主たる部分とは、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

④ 配置技術者業務実績表（様式 6-1～2）

ア 配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載する。

イ 担当技術者は複数名の配置が可能（様式 5）であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者（様式 6-2）とする。

⑤ 業務実施方針（様式 7-1）

ア 業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載する。

イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

ウ A4 判（縦）片面 1 枚までとする。

⑥ 特定テーマに対する技術提案（様式 7-2）

ア 上記 5 に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。

イ 様式の枠内に限り文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

ウ A3 判（横）片面 1 枚までとする。（A4 判（横）片面 1 枚でも間に合う場合には A4 判でも構わない。）

⑦ 見積書（様式 8）

ア 業務に要する直接人件費（技術者動員計画）、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容毎に作成すること。

イ 様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。

ウ 見積書（様式 8）は、委託候補者を選定するための評価項目として用いるほか、業務委託料の積算の際の参考として用いるが、福島県の基準に単価（人件費及び賃金、材料単価及び損料等、市場単価等）が規定されているものについては、福島県の基準に規定されている単価を使用する。また、旅費交通費、電子成果品作成費、諸経費、技術経費についても、福島県の基準により積算する。福島県の基準に関する公表用図書は、福島県土木部技術管理課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouhyoutosyo.html>）にて閲覧することができる。

10 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによる。

(1) 一次審査

技術提案書の審査は、上記 6 に定める評価基準に基づき審査し、上位 3 者程度をヒアリング対象者として選定します。審査結果については技術提案書の提出者全員に通知します。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者1者を選定します。

審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知します。

- (3) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するため
の見積書の提出を求めることとなりますが、下記12の無効条項等に該当する場合
(技術提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。)は、
契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。
- (4) 審査(ヒアリング含む。)は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、
透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審
査結果書(様式10)により公表します。

11 ヒアリング

ヒアリングは令和8年10月下旬頃に実施する予定です。詳細は一次審査の審査結
果通知により通知します。

ヒアリングにおいては、様式7-1、2を補完する説明を受けます。新たな資料の配付
は認めません。

なお、説明者は業務実施体制(様式5)に記載した、主任技術者として配置予定の
者としてします。その他、担当技術者として配置予定の者(業務実施体制(様式5)に記
載した、担当技術者として配置予定の者)のうち2名までが出席できるものとします。

また、説明時にパソコンやプロジェクターなどの機材を使用することも可能としま
すが、パソコンの操作などの補助は、上記の2名のうちで行ってください。

12 無効

次の各号のいずれか一つに該当する技術提案書は無効とします。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した技術提案書
- (2) 同一の者が2つ以上の技術提案書を提出した場合の技術提案書
- (3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書
- (4) 技術提案書の提出から契約までの間に、病気、事故、退職等やむを得ない事情
がある場合を除き、業務実施体制(様式5)に記載した技術者が本業務に配置す
ることが困難となった者が提出した技術提案書
- (5) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に技術提案書に対する援助を直接的
又は間接的に求めた技術提案書(本要領に示した質問を除く。)

13 選定されなかった理由の説明及び疑義申し立て

応募者は、福島県プロポーザル方式・コンペ方式(測量等以外)実施要領第11条
の規定に基づき、選定されなかった理由について疑義がある場合は、工事執行権者
に対し、その理由の説明を求めることができる。

1 4 問合せ先等

問合せ先は上記 7 に同じです。

1 5 技術提案書の取扱い

- (1) 提出された技術提案書は返却しません。
- (2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となります。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (4) 提出された技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (5) 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

1 6 その他

- (1) 契約後において、業務実施体制（様式 5）に記載した主任技術者、担当技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはありません。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、技術提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合があります。
- (3) このプロポーザルは、委託契約の日までに福島県議会において繰越予算が可決した場合に成立するものとし、当該期日までに繰越予算が可決されなかった場合又は否決された場合には、成立しなかったものとします。